

専用水道・特設水道の維持管理について



生活に不可欠な飲用水ですので、一度管理などを誤れば大きな事故につながりかねません
水道技術管理者・水道管理者の責務として、衛生上の措置が適正に行われるよう管理し
安全で安心して飲める水を供給してください

外部からの汚染防止



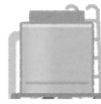
井戸は**施錠**し、侵入防止柵を設置しましょう
取水場所・浄水設備の周辺は清潔に保ち
定期的に**巡回**して安全確認してください

健康診断



水道業務に従事する人の
健康診断・検便を定期的 to 実施し
1年間**記録を保管**してください

設備の点検・清掃



維持管理マニュアルを整備してください
ろ材・膜の**洗浄頻度**はあらかじめ設定し
定期的に洗浄してください
点検・清掃・洗浄等の維持管理を実施したら
記録を保管してください

クリプトスポリジウム等対策



国の指針等に基づき、クリプトスポリジウム等の
耐塩素性病原生物の予防対策を講じてください
原水における**指標菌**（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の
検査を実施してください

薬剤の安全管理



誤注入防止のため、タンクなどに
薬剤名の**ラベルを表示**してください
薬剤ごとの配置場所を定め
適正使用・安全管理に努めてください

緊急時の対応



緊急時のマニュアルと
緊急連絡網を整備してください

水質異常時には、**直ちに給水を停止**し
市水道に切り替える等の安全措置を講ずるとともに
速やかに**保健所に通報**してください

水質検査



水質検査計画に基づき
計画的に水質検査をしてください
検査結果は**保健所に報告**するとともに
5年間**記録を保管**してください

変更事項の届出



法人代表者や水道技術管理者等に
変更があれば
速やかに保健所に届け出てください